

二九 両院協議会一覽表

第七回	第二回	国会 次會
地方税法案 院協議会	国家行政組織 法案、刑事訴 訟法を改正す る法律案 院協議会	内閣総理大臣 の名指 議の
地方税法案 (閣法第一二 三号)	刑事訴訟法を 改正する法律 案(閣法第七 三号)	国家行政組織 法案(閣法第 六〇号)
衆議院	衆議院	衆議院
衆議院	衆議院	参議院
衆議院が参議院 の送付を否決	参議院の案に 同意	参議院の案に 同意
三、 五、一	三、 七、五	三、 七、五
三、 五、二	三、 七、五	
三、 五、二	三、 七、五	三、 七、五
衆議院が参議院 の協賛を得なかつた	同	(三、 七、五)決
衆議院が参議院 の協賛を得なかつた	同	(三、 七、五)決
衆議院が参議院 の協賛を得なかつた	衆議院が参議院 の協賛を得なかつた	衆議院が参議院 の協賛を得なかつた
憲法第六十七條 の指名がなつた	衆議院の協賛 を得なかつた	衆議院の協賛 を得なかつた

第十回

<p>法律案を改正するに協賛するが、その旨を閣議に付した。</p>	<p>案改正するに協賛するが、その旨を閣議に付した。</p>	<p>協賛するに協賛するが、その旨を閣議に付した。</p>	<p>協賛するに協賛するが、その旨を閣議に付した。</p>	<p>両院協議会に付した。</p>	<p>閣議に付した。</p>
<p>衆議院</p>	<p>参議院</p>	<p>衆議院</p>	<p>衆議院</p>	<p>衆議院</p>	<p>衆議院</p>
<p>意に回付案院</p>	<p>意に回付案院</p>	<p>決案院を付送衆議院に付した。</p>	<p>意に回付案院</p>	<p>意に回付案院</p>	<p>意に回付案院</p>
<p>二七、五、二七</p>	<p>(二六、五、二六) 議院回衆議院日衆議院(議院)</p>	<p>二六、三、三</p>	<p>二六、三、三</p>	<p>二六、三、三</p>	<p>二六、一、二七</p>
<p>二七、五、二六</p>	<p>二六、五、二六</p>	<p>二六、三、三</p>	<p>二六、三、三</p>	<p>二六、三、三</p>	<p>二六、一、二五</p>
<p>二七、五、二六 六、四、三、二、一、〇</p>	<p>二六、五、二六 五、三、二、一、〇</p>	<p>二六、三、三 五、四、三、二、一、〇</p>	<p>二六、三、三</p>	<p>二六、三、三 五、四、三、二、一、〇</p>	<p>二六、一、三〇</p>
<p>(二七、六、六)決</p>	<p>(二六、六、二)決</p>	<p>を協議会において成案を得なかつた。</p>	<p>(二六、三、三)決</p>	<p>(二六、五、三六)決</p>	<p>(二六、一、三)決</p>
<p>(二七、六、五)決</p>	<p>(二六、六、二)決</p>	<p>を協議会において成案を得なかつた。</p>	<p>(二六、三、三)決</p>	<p>(二六、五、三六)決</p>	<p>(二六、一、三)決</p>
<p></p>	<p></p>	<p>選個ぞいが協議正道り選案を糧のは衆 挙のれに 議委員す法 正の日 挙の改管法一 議 協には参委員と法一本の法 正の日 協正理部閣院 議三議と 案院し 案部国に 委のの 議正法案を税に 委員そ 員を有 員を有 員を有 員を有 員を有 員を有 を別れ 各の 各の 各の 各の 各の 各の</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>

（第百五回臨時）	（第六回特別）	（第五回特別）		回 国 次 会
内閣総理大臣の指名両院協議会	公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院）	農業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第九号）	町村の警察維持に関する特例に關する法律案（衆議院）	名 称 国家公務員法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）
内閣総理大臣の指名	公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院）	農業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第九号）	町村の警察維持に関する特例に關する法律案（衆議院）	案 件 国家公務員法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）
参議院	衆議院	衆議院	衆議院	議 請 院 求
両院協議会 一致決 議不	参議院 回付案 意に不 同	参議院 回付案 意に不 同	参議院 回付案 意に不 同	理 請 由 求 の
元、八、九 平成	二、七、三〇	二、七、三	二、三、三	請 求 日
元、八、九 平成	二、七、三〇	二、七、三	二、三、三	日 本 院 協 議 員 選 挙
元、八、九 平成	二、七、三 八、八、一 四	二、七、三 三	二、三、三 四	会 開 日 協 議 院
協議会において成案を得なかつた	（二、八、八）決	（二、八、七）決	（二、七、三）決	参 議 院 衆 議 院
	（二、八、八）決	（二、八、七）決	（二、七、三）決	
憲法第六十七條第二項により衆議院の指名となつた。				備 考 両議院とも協議委員の選挙を各別に協同行わないで選挙した。

(特別)
第百六回

平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件 院協議	平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件 院協議	平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件 院協議
平成元年度特別会計補正予算(特第2号)	平成元年度特別会計補正予算(特第2号)	平成元年度特別会計補正予算(特第2号)
平成元年度府関係機関補正予算(機第2号)	平成元年度府関係機関補正予算(機第2号)	平成元年度府関係機関補正予算(機第2号)
衆議院	衆議院	衆議院
参議院が衆議院に送付した案を否決	参議院が衆議院に送付した案を否決	参議院が衆議院に送付した案を否決
二、三、二六	二、四、四	二、三、二六
二、三、二六	二、四、四	二、三、二六
二、三、二六	二、四、四	二、三、二六
協議会において成案を得なかつた	協議会において成案を得なかつた	協議会において成案を得なかつた
憲法第六十条第二項により衆議院の議決が国会の議決となつた。	憲法第六十条第二項により衆議院の議決が国会の議決となつた。	憲法第六十条第二項により衆議院の議決が国会の議決となつた。

第百十三回	第百二十四回				第百二十五回				国会 回数	
平成四年度一般会計予算外	平成三年度一般会計予算外 二件両院協議		平成三年度一般会計予算 府関係機関予 算		平成二年度一般会計補正予算(第1号)外 二件両院協議		平成二年度一般会計補正予算(第1号) 府関係機関予 算		名称	
平成四年度特別会計予算	平成四年度一般会計予算	平成三年度特別会計予算	平成三年度一般会計予算	平成三年度正予算(機関補第1号)	平成二年度特別会計補正予算(特第1号)	平成二年度一般会計補正予算(第1号)	平成二年度府関係機関予算	平成二年度特別会計予算	平成二年度一般会計予算	案件
衆議院	衆議院		衆議院		衆議院		衆議院		請求 議院	
が衆議院 院送付	が衆議院 院送付 決案を 送付 否		が衆議院 院送付 決案を 送付 否		が衆議院 院送付 決案を 送付 否		が衆議院 院送付 決案を 送付 否		請求の 理由	
四、四、九	三、四、二		三、三、二七		二、三、二七		二、六、七		請求日	
四、四、九	三、四、二		二、三、二七		二、三、二七		二、六、七		本院協 議委員 選挙日	
四、四、九	三、四、二		二、三、二七		二、三、二七		二、六、七		両院協 議開 会日	
を協議会 に お い て 成 案 を 得 な か つ た	を協議会 に お い て 成 案 を 得 な か つ た		を協議会 に お い て 成 案 を 得 な か つ た		を協議会 に お い て 成 案 を 得 な か つ た		を協議会 に お い て 成 案 を 得 な か つ た		成案の 議決 参議院 衆議院	
憲法第六十 条第一項に よ り 衆 議 院 の 議 決 が 国 会 の 議 決 とな つ た	憲法第六十 条第一項に よ り 衆 議 院 の 議 決 が 国 会 の 議 決 とな つ た		憲法第六十 条第一項に よ り 衆 議 院 の 議 決 が 国 会 の 議 決 とな つ た		憲法第六十 条第一項に よ り 衆 議 院 の 議 決 が 国 会 の 議 決 とな つ た		憲法第六十 条第一項に よ り 衆 議 院 の 議 決 が 国 会 の 議 決 とな つ た		備考	

第百三十六回			第百三十六回					
<p>公職選挙法の 一部を改正す る法律案外三 件両院協議会</p>			<p>平成五年度一 般会計予算外 二件両院協 議会</p>			<p>平成五年度一 般会計予算外 二件両院協 議会</p>		<p>平成四年度政 府関係機関予 算</p>
<p>政治資金規正 法の一部を改 正する法律案 (閣法第三号)</p>	<p>衆議院議員選 挙区画定審議 会設置法案 (閣法第二号)</p>	<p>衆議院議員選 挙区画定審議 会設置法案 (閣法第一号)</p>	<p>公職選挙法の 一部を改正す る法律案(閣 法第一号)</p>	<p>平成五年度政 府関係機関補 正予算(機第 1号)</p>	<p>平成五年度特 別会計補正予 算(特第1号)</p>	<p>平成五年度一 般会計補正予 算(第1号)</p>	<p>平成五年度一 般会計予算</p>	<p>平成五年度一 般会計予算</p>
衆議院			衆議院			衆議院		
<p>衆議院が参 議院に送付 した案を否 決</p>			<p>衆議院が参 議院に送付 した案を否 決</p>			<p>衆議院が参 議院に送付 した案を否 決</p>		<p>衆議院が参 議院に送付 した案を否 決</p>
六、一、二六			五、六、八			五、三、三		
六、一、二六			五、六、八			五、三、三		
六、一、二六			五、六、八			五、三、三		
同	同	可 (六、一、二六) 決	<p>衆議院におい て成案 を得なかつた</p>			<p>衆議院におい て成案 を得なかつた</p>		
同	同	可 (六、一、二六) 決						
			<p>憲法第六十 条第二項に よる衆議 院の議決が 国会の議決 となつた</p>			<p>憲法第六十 条第二項に よる衆議 院の議決が 国会の議決 となつた</p>		<p>衆議院の議 決となつた</p>

国会 回数	名称	案件	請求 院	請求の 理由	請求日	本院協 議員選 挙	両院協 議	成案の議決	備考
第百四十三回 (臨時)	内閣総理大臣の指名両院協議会	政党助成法案 (閣法第四号)	参議院	両院協議一致	二〇、七、三〇	二〇、七、三〇	二〇、七、三〇	同 同	憲法第六十七條第二項により衆議院の指名となつた。
第百四十五回	平成十一年度一般会計予算外二件両院協議会	平成十一年度一般会計予算特別会計予算 平成十一年度政府関係機関	衆議院	参議院が衆議院送付を否	二、三、二七	二、三、二七	二、三、二七	協議会において成案を得なかつた	憲法第六十條第二項により衆議院の議決が国会の議決となつた。
第百六十八回 (臨時)	平成十九年度一般会計補正予算(第一号)外二件両院協議会	平成十九年度政府関係機関補正予算(第一号)	衆議院	参議院が衆議院送付を否	二〇、二、二六	二〇、二、二六	二〇、二、二六	協議会において成案を得なかつた	憲法第六十條第二項により衆議院の議決が国会の議決となつた。

(臨時) 第百七回		第百六十九回
議の内閣 の指名 総理大臣 両院協 大臣	協めい定国アす別十す隊けに及に障力のり日本 議のてのとメののの四のるの日び基条及間カ日本 会承の締り日措新条協地合本区づ約びの合 件認結問カ本置たに定位衆國域く第安相衆と 両をのの合国になつ第二に関軍におび設条保協と 院求つ協衆と関特い二関軍におび設条保協と	外一平 議二般成 会件会二 二計十年 院計年 予算度
の内閣 の指名 総理大臣	条めい定国アす別十す隊けに及に障力のり日本 第一のてのとメののの四のるの日び基条及間カ日本 号承の締り日措新条協地合本区づ約びの合 件認結問カ本置たに定位衆國域く第安相衆と 閣をのの合国になつ第二に関軍におび設条保協と 院求つ協衆と関特い二関軍におび設条保協と	予政平 算関成 係二十 機年 関度
参議院	衆議院	衆議院
一議両 致決議 不院	承案院が参 認を送衆議 不付議院	決案院が参 を送衆議 否付議院
二〇、 九、二 四	二〇、 四、三 五	二〇、 三、二 六
二〇、 九、二 四	二〇、 四、三 五	二〇、 三、二 六
二〇、 九、二 四	二〇、 四、三 五	二〇、 三、二 六
を協 得議 な会 かつに おい てて 成案	を協 得議 な会 かつに おい てて 成案	を協 得議 な会 かつに おい てて 成案
た。會議第 の院の指名 指名となつ となつ	議に憲 決法 となよ つ六 た十一 の院の議 の議	た。院二憲 の議の項 議決法が法 とな国衆第 なつ議衆十 の議議六 とな会議十 とな議議第

第百十一回			回 国 次 会
平成二十一年 一般会計補正 算外二件両院 協議会			名 称 平成二十一年 一般会計補正 算外二件両院 協議会
平成二十一年 政府関係機 関予算	平成二十一年 特別会計予 算	平成二十一年 一般会計予 算	案 件 平成二十一年 一般会計補正 算(第2号) 平成二十一年 特別会計補正 算(特第2 号)
衆議院			議 請 院 求
衆議院が参議院 の議案を送付 した			理 請 由 求 の
三、三、七			請 求 日
三、三、七			日 本 院 協 議 員 選 挙
三、三、七			会 開 日 日
協議会において成案 を得なかつた			参 議 院 衆 議 院 議 決
憲法第六十条第 二項の議決が国会 の議決となつた。			備 考 衆議院において は、算外二件(第 2号)の特別委員 会を選挙したが、 参議院において は、算外一件(第 2号)の特別委員 会を選挙した。外 及及び政府関係 委員及び政府関 係委員を選挙し た。両院協議会 は、憲法第六十 六条第二項の議 決より、衆議院 の議決となつた。

第百十回	第百十七回	第百十六回 (臨時)	国会 回数
平成二十四年度一般会計 協外二件両院予 議会	平成二十三年度一般会計 協外二件両院予 議会	平成二十二年度一般会計 正予算(第一 号)外一件両 院協議会	名 称
平成二十四年度特別会計予 算 平成二十四年度政府関係機 関予算	平成二十三年度特別会計予 算 平成二十三年度政府関係機 関予算	平成二十二年度特別会計補 正予算(第一 号) 平成二十二年度特別会計補 正予算(第一 号) 平成二十二年度政府関係機 関補正予算 (機第1号)	案 件
衆議院	衆議院	衆議院	議 請 院 求
衆議院が参議院 の議案を送付 した	衆議院が参議院 の議案を送付 した	衆議院が参議院 の議案を送付 した	理 請 由 求 の
二、四、五	三、三、二	三、二、三	請 求 日
二、四、五	三、三、二	三、二、三	日 本 院 協 議 員 選 挙
二、四、五	三、三、二	三、二、三	会 開 日 両 院 協 議
衆議院において成案 を得なかつた	衆議院において成案 を得なかつた	衆議院において成案 を得なかつた	参 議 院 衆 議 院 議 決
憲法第六十条第 二項により衆議 院の議決が国会 の議決となつた	憲法第六十条第 二項により衆議 院の議決が国会 の議決となつた	憲法第六十条第 二項により衆議 院の議決が国会 の議決となつた	備 考

第百八十三回	
平成二十五年 一般会計予 算外二件 両院 協議会	
平成二十五年 一般会計予 算	平成二十五年 特別会計予 算
衆議院	
衆議院が参議院 に送付した 法案を否決	
二五、五、二五	
二五、五、二五	
二五、五、二五	
協議会において成案 を得なかつた	
憲法第六十条第 二項により衆議 院の議決が国会 の議決となつた。	